

平泉町いじめ防止等のための基本的な方針



平成26年4月

平 泉 町

(平成29年12月改定)

平泉町いじめ防止基本方針（目次）

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1節 はじめに | 1 |
| 第2節 いじめ防止のための基本的な考え方 | 1 |
| 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 | 1 |
| 2 いじめの定義 | 2 |
| 3 いじめの理解 | 3 |
| 4 いじめの防止等に関する基本的考え方 | 4 |
| 第3節 平泉町における取組 | 6 |
| 1 連携の強化 | 6 |
| 2 実施する施策 | 6 |
| 第4節 学校における取組 | 7 |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定 | 7 |
| 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 | 9 |
| 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置 | 11 |
| 第5節 重大事態への対処 | 14 |
| 1 町教育委員会又は学校による調査 | 14 |
| 2 調査結果の提供及び報告 | 16 |
| 3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 | 17 |
| 第6節 定期的な基本方針見直しについて | 17 |

第1節 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号以下『法』という。）が公布され、同年9月28日に施行された。これを受けて、平泉町では改めて児童生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域住民その他の関係者との連携の下、法第12条に基づき、いじめ防止等の対策（いじめの防止，早期発見，対処）を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を「平泉町いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定するものである。

第2節 いじめ防止のための基本的な考え方

平泉町の教育の基本方針は、人間尊重・郷土理解の精神を根幹に、地域社会の未来を望み、健康で豊かな情操と道徳性を備え創造力に富んだ、心優しい人間形成と、歴史と文化の薫る生きがいに満ちた心身ともに健全な子どもの育成を図ることである。世界遺産の町である平泉では、相互理解と平等思想によって世界平和を目指すユネスコ精神を学ぶ平泉学が進められ、日々教室では、一人一人を大切に、互いを理解し尊重し合う授業が実践されている。平泉町ではこれまでの方針に加え、以下の基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、明るく元気に学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に取り組んでいくこととする。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることから、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指して行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による

対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

【具体的ないじめの態様の例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いじめる子（加害者）、いじめられる子（被害者）、はやし立てる子（観衆）、見て見ぬふりをする子（傍観者）という集団が存在し、全体として四層構造からなっている。加害者・被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そのために、いわての復興教育においては、復興を支え、未来を担う人づくりを大きな目標に、「生きる」という視点からかけがえのない命の尊さを学び、「かかわる」という視点から人を思いやる心や周りの人と協力する態度を育成していく。さらに、学校生活の中心である授業においては、学び合いの中で児童生徒が自己有用感、充実感を感じられる授業改善も未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭においても、いじめを見逃さず、許さないという姿勢を持って学校と一体となって取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や町教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必

要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日常的に、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

また、いじめの問題には様々な態様があることを考慮し、教育相談や生徒指導により解決すべき問題か、警察等関係機関と連携すべき問題か、法で規定する重大事態であるのかを的確に判断して対処することが求められる。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について共通理解のもとに、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が連携・協働する体制が必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や町教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関等)との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所、医療機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第3節 平泉町における取組

1 連携の強化

いじめ防止等にかかわって、学校、町教育委員会、関係機関との連携を以下の場において図っていく。

○平泉町学校警察連絡協議会（年3回実施）

参加者：一関警察署長，県南教育事務所在学青少年指導員，平泉駐在所長，長島駐在所長，町内小・中学校長，生徒指導担当教諭，平泉町教育委員会教育長，教育委員会事務局担当者

○校長等会議（年6回実施）

参加者：町内小・中学校長，副校長，幼稚園長，保育所長，平泉町教育委員会教育長，教育委員会事務局担当者

2 実施する施策

いじめの未然防止・早期発見にかかわって、学校の実情に応じた支援の充実を図っていく。

①人的支援

- ・教員が児童生徒一人一人に目が行き届くように、特別支援教育支援員，適応支援相談員を配置し，人的な支援を行う。
- ・教育支援活動である放課後子ども教室や学校支援ボランティア活動による教職員以外のたくさんの地域の方々による支援を行う。

②学校の実態把握

- ・教育委員会議で年に3回，校長等会議で年に3回，町内の小・中学校を参観する機会を設定し，学校の実態を把握する。
- ・教育支援推進事業の取組の中で，定期的に学校を訪問し，学校の実態を把握するとともに，状況に応じて適切な指導を行う。
- ・各学校の実態に応じて行われている定期的なアンケート調査について各学校の実態を把握し，必要に応じた支援を行う。

③望ましい学習・生活集団の育成

- ・学校生活の大半の時間を占める授業時間が，わかる喜び，学ぶ楽しさが味わえる充実した時間となり，互いを尊重し合う人間関係づくりの時間であると考え，授業改善を各校のいじめの未然防止の取組の中心に据える。そのために小中交流研修会において授業参観の場を設定し，町の共通課題について確認し合い，取組を集約し，改善を図りながら進め，町内の学校の授業の充実を図る。
- ・様々な団体の授業力向上、いじめ問題への対応に関する研修の機会への積極的な参加を促し，教職員の資質の向上を図る。

④地域とのかかわり

- ・地域における行事及び活動，団体等におけるスポーツ・文化活動等への主体的な参加及び活躍できる環境づくりを促進し，人とかかわりを大切にする心を育み，町全体で健やかな成長を支えていく。

⑤相談体制の充実

- ・教育相談への対応，電話相談窓口の周知により児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

⑥情報教育の充実

- ・情報モラルやネットトラブル等に関する課題解決のために，専門機関の情報や活用できる資料等の情報を提供する。

第4節 学校における取組

学校は，いじめの防止等のため，学校いじめ防止基本方針に基づき，いじめの防止等の対策のための組織を中核として，校長の強力なリーダーシップの下，一致協力体制を確立し，町教育委員会とも適切に連携の上，学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は，その学校の実情に応じ，「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。その際，国や県，町の基本方針を参考にして，自らの学校として，どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や，取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては，次のようなものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより，教職員がいじめに係る情報を抱え込まず，かつ，学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは，児童生徒及びその保護者に対し，児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに，いじめの加害行為の抑止につながる。
- いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより，当該児童生徒への指導につながる。

学校いじめ防止基本方針には，いじめの防止のための取組，早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方，教育相談体制，生徒

指導体制，校内研修などを定めることが想定され，いじめの防止、いじめの早期発見，事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

【基本方針の中核的な内容】

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために，年間の学校教育活動全体を通じて，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう，包括的な取組の方針を定め，その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また，アンケート，いじめの通報，情報共有，適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等），それを徹底するための具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に，学校いじめ対策組織による未然防止，早期発見，事案対処の取組及び校内研修の企画・実施等，年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに，いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から，当該児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて，より実効性の高い取組を実施するため，学校いじめ防止基本方針が，当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し，必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

【学校評価】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において，いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組，早期発見・事案対処のマニュアルの実行，定期的・必要に応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施，校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し，学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は，評価結果を踏まえ，学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

【関係者との連携と情報提供】

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては，学校の取組を円滑に進めていく上でも，保護者，地域住民，関係機関等と協議を重ねながら具体的ないじめの防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また，児童生徒とともに，学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から，学校いじめ防止

基本方針の策定に際し児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ対策組織を置く（法第22条）。

当該組織の構成員は、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等とし、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。また、より実効的にいじめの問題を解決するため、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を得るものとする。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関す

る悩みを含む。)があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査, 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき, 年に複数回, いじめの防止等に係る校内研修を企画し, 計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い, 学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (P D C A サイクルの実行を含む。)

【学校いじめ対策組織の周知】

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには, 学校いじめ対策組織は, 児童生徒及び保護者に対して, 自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また, いじめの早期発見のためには, 学校いじめ対策組織は, いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し, 事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。さらに, 児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に, 児童生徒が学校いじめ対策組織の存在, その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し, 取組の改善につなげることも有効である。

【情報共有と早期対応】

学校いじめ対策組織は, いじめの防止等の中核となる組織として, 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し, 共有された情報を基に, 組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に, 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり, 当該組織が, 情報の収集と記録, 共有を行う役割を担うため, 教職員は, ささいな兆候や懸念, 児童生徒からの訴えを, 抱え込まずに, 又は対応不要であると個人で判断せずに, 直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて, 当該組織に集められた情報は, 個別の児童生徒ごとなどに記録し, 複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共

有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

その際の指導の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」であり、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

特に、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

また、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害児童生徒を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、校長、副校長、生徒指導主事、学級担任等の役割を明確にしながら、日常的な児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は、職員室内での情報交換を密にするとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒や保護者等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめに対する措置

【いじめに係る情報を報告・共有する義務】

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からのいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児

児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5節 重大事態への対処

1 町教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、町基本方針及び県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

いじめが重大事態であると認められる場合、町教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

(1) 重大事態の意味について

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえることとするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者である町教育委員会へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織について

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により調査を実施する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

(6) その他留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する。

児童生徒の自殺といじめの因果関係が認められなかった場合も、尊い命が失われたという事態を踏まえ、学校は、自校の教育活動の中に命の大切さについて考える場を多く設定するなど、同様の事態が二度と起こらないような取組を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめに関する情報を適切に提供する責任

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、町長に報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記2の(2)の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査に当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識又は経験を有する者のうち、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）が調査に参加するなど、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、町長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

第6節 定期的な基本方針見直しについて

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

本町においても、いじめの防止等に関する町の施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。